

2019年世界無線通信会議（WRC-19）に向けた我が国の考え方（案）

議題 1.1 第一地域における 50-54MHz のアマチュア業務への分配

決議 658 (WRC-15) に従い、第一地域における 50-54MHz のアマチュア業務への分配を検討。

＜議題の概要＞

ITU-Rにおいて第一地域におけるアマチュア業務のためのスペクトルの需要を、50-54MHz の周波数帯の中で検討し、研究結果を考慮し、アマチュア業務と移動、固定、無線標定及び放送業務との間の共用を、これらの業務の保護を確保するために研究した上で、WRC-19においてはこれらの研究結果を検討し、周波数分配を含み適切な措置を執るもの。

＜我が国の考え方＞

Resolution 658 (WRC-15) に従って ITU-R WP5A で行われた研究を支持する。無線通信規則(RR)のいかなる変更も、第三地域における、50-54MHz の既存の一次業務に追加の制約を課してはならない。第二、第三地域ではアマチュア業務に 50-54 MHz 帯が一次分配されており、世界的な周波数利用の調和及び電波伝搬の研究のために第一地域においてもアマチュア業務にある一定の分配が行われることが望ましい。

議題 1.2 401-403MHz 帯及び 399.9-400.05MHz 帯における移動衛星業務/気象衛星業務/地球探査衛星業務用の地球局の電力制限に関する議題

決議 765 に基づき、401-403MHz 帯における地球探査衛星業務 (EESS)、気象衛星業務 (MetSat) 並びに 399.9MHz-400.05MHz 帯における移動衛星業務 (MSS) の地球局での pfd 制限値の確立の可能性について、必要な技術面、運用面、規則面での検討を行う。

＜議題の概要＞

401-403 MHz の周波数帯の EESS (地球から宇宙) 及び MetSat (地球から宇宙) 並びに 399.9-400.05 MHz の周波数帯の MSS (地球から宇宙) の地球局に対する帯域内電力制限値を確立する可能性について、技術面、運用面及び規制面について検討を行う。

＜我が国の考え方＞

401-403MHz 帯について、EESS(↑)分配の 401-403MHz 帯を EESS 衛星のテレコマンドに用いていることから我が国の既存業務の運用に支障が無いよう、2019 年 11 月 22 日までに通告及び運用開始した衛星について 2029 年まで運用可能とするため、地球局に e.i.r.p. 制限を適用しつつも、制限の適用に向けた移行期間の期限を 2029 年 11 月 22 日とした Method E を支持する。

議題 1.3 460-470MHz 帯における気象衛星業務への一次分配への格上げ及び地球探査衛星業務への一次分配に関する議題

決議 766 に基づき、460-470 MHz の周波数帯で気象衛星業務 (宇宙から地球) への二次分配を一次分配へ格上げすること、及び地球探査衛星業務 (宇宙から地球) への一次分配を追加することの可能性について検討を行う。

＜議題の概要＞

460-470MHz 帯および隣接帯域における一次分配されている既存業務を保護した上で、当該帯域に二次分配されている気象衛星業務 (宇宙から地球) について、一次分配への格上

げの可能性及び、地球探査衛星業務（宇宙から地球）の一次新規分配の可能性について検討を行う。

<我が国の考え方>

気象衛星業務及び EESS (↓) で現在運用中のシステムの運用継続を確保しつつ、460-470MHz 帯で一次分配される気象衛星業務及び EESS (↓) から既存一次業務が適切に保護されるべきとの観点から、いずれの Method も支持しうるが、現在運用中の気象衛星業務及び EESS (↓) への制限の適用が引き続き免除されることを前提として、気象衛星業務 (↓) の割り当てを二次業務から一次業務に格上げし、ESS (↓) を割り当てに追加する Method B 又は Method C を支持する。

議題 1.4 RR 付録第 30 号 第 7 附属書の見直し

放送衛星業務プラン及びリストの周波数割当て、同プランに基づく放送衛星業務（BSS）の将来の発展並びに既存及び計画中の固定衛星業務(FSS)の通信網に対する保護を確保し、追加の制約を課すことなく、決議 557(WRC-15)に従って研究された結果を検討すること及び必要に応じて RR 付録第 30 号 (WRC-12 改) 第 7 附属書 (Appendix 30 Annex7) に記載の制限について改訂すること。

<議題の概要>

RR 付録第 30 号第 7 附属書には、新たに放送衛星業務プラン・リストに登録・変更を希望する衛星通信網の軌道位置に関する制限が記載されている。本議題は、既存・計画中の衛星通信網の保護を念頭に置きつつ、この制限を撤廃する観点から RR の改訂を検討するもの。

<我が国の考え方>

RR 付録第 30 号第 7 附属書の軌道制限の改定については、FSS 衛星網を保護し、我が国を含む第 3 地域の RR 付録第 30 号割当に追加の制約を与えない限り、支持しうる。

Method B に関しては、

- ① 第 2 地域の BSS プラン変更において課せられる軌道制限(A2c: 175.2W より西は禁止)が維持される限り、第 3 地域（我が国を含む）の FSS 衛星網の保護・運用確保が担保され、かつ
- ② 第 1 地域の BSS リスト追加において課せられる軌道制限(A1b: 146E より東は禁止)が維持される限り、第 3 地域の RR 付録第 30 号割当に追加の制約を与えないという見解である。

従って、我が国としては Method B を支持しうる。

議題 1.5 固定衛星業務における静止軌道上の宇宙局と通信を行う移動する地球局による
17.7-19.7 GHz (宇宙から地球) 及び 27.5-29.5 GHz (地球から宇宙) 帯の利用

決議 158 に基づき、FSS における静止軌道上の宇宙局と通信する移動する地球局による 17.7-19.7 GHz (宇宙から地球) 及び 27.5-29.5 GHz (地球から宇宙) 帯の利用を検討すること。

<議題の概要>

17.7-19.7 GHz (宇宙から地球) 及び 27.5-29.5 GHz (地球から宇宙) 帯の FSS における静止軌道上の宇宙局と通信する移動する地球局(ESIM : Earth Station in Motion)の技術・運用特性、ユーザー要求及び他業務との共用に関する検討を行うもの。

<我が国の考え方>

17.7-19.7GHz 帯（宇宙から地球）及び 27.5-29.5GHz 帯（地球から宇宙）を ESIM に利用できるようにするための決議を作成する Method B が適用されたとしても各種 ESIM から既存業務及び将来の地上業務が適切に保護されるとともに、それらに対して追加的な制約が課されることがないことを支持する。

議題 1.6 37.5-39.5 GHz (宇宙から地球)、39.5-42.5 GHz (宇宙から地球)、47.2-50.2 GHz (地球から宇宙) 及び 50.4-51.4 GHz (地球から宇宙) 帯の非静止軌道 FSS 衛星システムの技術・運用課題及び規則条項の検討

決議 159 に従い、37.5-39.5 GHz (宇宙から地球)、39.5-42.5 GHz (宇宙から地球)、47.2-50.2 GHz (地球から宇宙) 及び 50.4-51.4 GHz (地球から宇宙) 帯で運用する予定の NGSO FSS の技術・運用・規則条項の検討を行う。

<議題の概要>

固定衛星業務 (FSS)、移動衛星業務 (MSS)、放送衛星業務 (BSS) における静止軌道衛星網に制約を与えることなく、37.5-39.5 GHz (宇宙から地球)、39.5-42.5 GHz (宇宙から地球)、47.2-50.2 GHz (地球から宇宙) 及び 50.4-51.4 GHz (地球から宇宙) 帯の非静止軌道 FSS 衛星システムに関する以下の検討を行うものである。

- ・NGSO 地球局の発射による静止軌道上のあらゆる点における、もしくは GSO 地球局への epfd 制限の検討。
- ・36-37 GHz 及び 50.2-50.4 GHz 帯の EESS(受動)の保護のため、必要に応じて決議 750 (EESS (受動) と関連する能動業務の両立性) の修正を検討。
- ・42.5-43.5 GHz, 48.94-49.04 GHz 及び 51.4-54.25 GHz 帯の電波天文 (RAS) の保護。

<我が国の考え方>

既存業務が適切に保護されるとともに、既存業務に対して追加的な制約が課されることは避けるべきである。

議題 1.7 短期ミッションの非静止軌道衛星のための宇宙運用業務の適応要件に関する議題

決議 659 に基づき、短期ミッションの非静止衛星の宇宙運用業務における遠隔追跡・制御のための周波数要件について検討し、現行の宇宙運用業務の分配について適当か評価を行い、必要であれば新規分配についても検討を行う。

<議題の概要>

近年増えつつある宇宙運用業務での短期ミッションの非静止衛星の遠隔追跡・制御のための 1GHz 以下の帯域における周波数要件について検討を行い、現行の宇宙運用業務の分配が要件を満たさない場合、150.05 - 174 MHz 帯及び 400.15 - 420 MHz 帯における宇宙運用業務の新たな分配もしくは既存の分配の格上げについて、検討を行う。

<我が国の考え方>

既存業務を適切に保護すべきとの観点から、一部の場合のみ共用可能との研究結果である 403- 404MHz 帯、404-405 MHz 帯を分配する Method B1、B2 は支持しない。すでに分配されている 137-138 MHz 帯 (↓) 及び脚注分配となっている 148-149.9 MHz 帯 (↑) を特定する Method C について、既存業務との共用検討が不十分であり、我が国において 148-149.9 MHz 帯は既存業務である陸上移動業務の無線局が多数運用されて

いるため、共用について懸念があることから、NOC である Method A を支持する。

議題 1.8 海上における遭難及び安全に関する世界的な制度（GMDSS）の近代化および新たな衛星システムに関する議題

決議 359 に従い、GMDSS の近代化及び新たな衛星システムの導入のための規制条項についての検討を行う。

<議題の概要>

全世界的な海上遭難・安全システム（GMDSS）の更新及び近代化のための規制条項の検討であり、国際海事機関(IMO)の検討を考慮しつつ、GMDSS の近代化関連として NAVDAT の周波数特定及び GMDSS の新たな衛星システムとして、イリジウム衛星システムの導入について検討を行うもの。

<我が国の考え方>

Resolves 1 「GMDSS の近代化」について、MF 帯及び HF 帯の NAVDAT の導入を支持するとともに、既存の NAVTEX の周波数は、NAVTEX で継続使用できるよう保護されるべきであり、その内容を含む Method A2 を支持する。

Resolves 2 「GMDSS の更新（追加衛星システム）」について、追加衛星システム導入のための研究を支持するとともに、既存業務が適切に保護されるべきである。追加衛星システム導入を支持するとともに、GMDSS として使用する帯域は、Method B4 または Method B2(b) のように一次分配とすることが望ましい。

議題 1.9 ITU-R の研究結果に基づく検討

議題 1.9.1 156-162.05MHz にて運用する自律型海上無線機器（AMRD）

決議 362 に従い、海上における遭難及び安全に関する世界的な制度（GMDSS）及び船舶自動識別装置（AIS）を保護するための、156-162.05MHz 帯における自律型海上無線機器（AMRD）について、規制措置及び適切な周波数の検討を行う。

議題 1.9.2 VHF データ通信システム(VDES)の衛星での利用及び海上無線通信の高度化のための海上移動衛星業務の周波数分配と規制条項に関する議題

決議 360 に基づき、既存の VDES、アプリケーション特定メッセージ（ASM）、船舶自動識別装置（AIS）や、同帯域及び隣接帯域（154-156MHz 帯及び 162-164MHz 帯）における既存業務の保護を確保した上で、VDES の衛星での利用のための海上移動衛星業務（地球から宇宙及び宇宙から地球）の周波数分配（なるべくであれば、156.0125-157.4375MHz 帯及び 160.6125-162.0375MHz 帯）及び規制条項について検討すること。

<議題の概要>

議題 1.9.1 156-162.05MHz にて運用する自律型海上無線機器（AMRD）

156-162.05MHz 帯において、AIS 技術などを利用した新たな自律型海上無線機器（AMRD）についての使用周波数や規制条項を定める検討を行うものである。

議題 1.9.2 VHF データ通信システム(VDES)の衛星での利用及び海上無線通信の高度化のための海上移動衛星業務の周波数分配と規制条項に関する議題

RR 付録第 18 号に記載された VHF 帯における海上での移動通信に係る周波数利用の規定について、VDES の衛星での利用のために、船舶自動識別装置（AIS）、アプリケーション特定メッセージ（ASM）、地上での VDES 利用、同帯域及び隣接帯域の既存業務に対し追加の制約を課すことなく、海上移動衛星業務の周波数分配及び規制条項について検討す

るものである。

<我が国の考え方>

議題 1.9.1

AMRD 導入のための研究を支持する。AMRD からの放射は、その分配周波数帯及びスピアス領域における過倍波を含め既存業務に影響を与えてはならない。Group A AMRD（航行の安全に係わるもの）については、海上に割り当てられている周波数を使用する Method A を支持する。Group B AMRD（航行の安全に係わらないもの）については、CH2006 を使用する Method B1 のみ支持する。

議題 1.9.2

VDES の衛星コンポーネント導入を支持する。既存業務が適切に保護されるように、pfd 制限値の選択や周波数の分配がなされるべきである。既存業務を保護するために、使用する周波数は既に海上移動業務で広く用いられている RR 付録第 18 号記載の周波数から選択すべきであり、CPM レポート記載の Method のうち、それを満足する Method F を支持する。

議題 1.10 GADSS（航空における遭難及び安全に関する世界的な制度）の導入

決議 426 に従い GADSS の導入及び利用のための周波数要件及び規制措置の検討を行う。

<議題の概要>

ICAO から提供される GADSS の要件を踏まえ、GADSS の構成要素（航空機追跡、遭難時自動追跡、フライトデータ回収システム等）のデータトラヒック要求及び地上、衛星部分の検討や生命の安全（Safety of life）に関わる無線通信の要件並びに衛星及び地上システムの性能基準等の検討を行う。

<我が国の考え方>

GADSS の導入を促進するための ITU-R の研究活動を支持する。その研究は Method A（GADSS の定義及び GADSS システムが RR 第 4.4 条に基づいて運用されなければならないとする新たな条を新設するが、新たな決議の追加を求めない）の方針に従うことが望ましい。

議題 1.11 鉄道無線システムのグローバル又は地域における周波数ハーモナイゼーションの検討

決議 236（WRC-15）に従い、移動業務への既存の分配の中で、列車と沿線との間の鉄道無線通信システム（RSTT）を支援する調和のとれた世界的又は地域的な周波数帯を容易にするために、適宜必要な措置を執ること。

<議題の概要>

ITU-R において、列車と沿線との間の鉄道無線通信システムのスペクトル需要、技術的及び運用上の特性並びに導入の研究を行い、WRC-19 において ITU-R 研究の結果に基づき、移動業務への既存の分配の中で、列車と沿線との間の鉄道無線通信システムを実現するための世界的又は地域的に調和した周波数帯をできる限り促進するために、適宜必要な措置を執るもの。

<我が国の考え方>

鉄道無線システムの周波数調和の重要性と周波数調和に向けた継続検討の必要性を記

載した新たな決議の作成を提案する。また、仮に Method B (調和周波数を記載した新たな決議を作成するもの)への支持が APT 暫定共同提案 (PACP) に含まれることになる場合は APG19-4 で合意された第三地域における調和周波数(138-174 MHz, 335.4-470 MHz, 703-748 MHz, 758-803 MHz, 873-915 MHz, 918-960 MHz, 1 770-1 880 MHz, 43.5-45.5 GHz, 92-109.5 GHz)、及び世界的調和周波数(138-174 MHz, 335.4-470 MHz, 873-915 MHz, 918-960 MHz)を支持する。

議題 1.12 ITS のグローバル又は地域における周波数ハーモナイゼーションの検討

決議 237 (WRC-15) に従い、移動業務に分配済の周波数帯において、ITS の推進のための世界的あるいは地域的な周波数利用の調和について検討。

<議題の概要>

ITS 周波数の世界的調和のために、ITU-Rにおいて、既存の移動業務の分配における ITS の発展を実現させる技術的及び運用上事項の研究を行い、WRC-19においてはその研究結果を考慮し、移動業務に分配済の周波数帯において、ITS の推進のための世界的あるいは地域的な周波数利用の調和について検討するもの。

<我が国の考え方>

WRC 決議を作成し、かつ調和周波数の修正可能性に関して柔軟性のある Method C (RR 上の周波数分配表は変更せず、世界的、または地域的に ITS のために調和された周波数帯として最新の ITU-R 勧告 (ITU-R M.2121)を参照する旨の新決議を作成する Method) を支持する。

議題 1.13 将来の IMT 開発に向けた IMT 用周波数特定の検討

決議 238 (WRC-15) に従い、将来の IMT 開発に向けた移動業務の追加一次分配を含む IMT 特定のための周波数に関する検討。

<議題の概要>

将来の IMT 開発に向けた 24.25-86GHz 帯における移動業務の追加一次分配を含む IMT 特定のための周波数に関し検討するために、当該周波数範囲における地上系 IMT の周波数需要を決定するための適切な研究と、また各検討周波数帯に一次的基礎で分配されている業務の保護を考慮しつつ、適切な共用及び両立性検討を行う。

<我が国の考え方>

各 IMT 候補周波数帯に対する見解は以下のとおり。

周波数帯	見解
24.25-27.5 GHz	Method A2 (IMT 特定) を支持する。また、IMT 特定に当たっては、共用に関する適切な Condition/Option の選択がなされるべきである。
31.8-33.4 GHz	Method B1 (NOC) を支持する。
37-40.5 GHz	Method C2 (IMT 特定) の Alternative 2 を支持する。また、IMT 特定に当たっては、共用に関する適切な Condition/Option の選択がなされるべきである。
40.5-42.5 GHz	Method D2 (IMT 特定) の Alternative 2 を支持する。また、IMT 特定に当たっては、共用に関する適切な Condition/Option の選択がなされるべきである。

42.5-43.5 GHz	Method E2 (IMT 特定) を支持する。また、IMT 特定に当たっては、共用に関する適切な Condition/Option の選択がなされるべきである。
45.5-47 GHz	静観とする。ただし、IMT 特定される場合には共用に関する不適切な Condition/Option の選択がなされないように対処する。
47-47.2 GHz	Method G1 (NOC) を支持する。
47.2-50.2 GHz	静観とする。ただし、IMT 特定される場合には共用に関する不適切な Condition/Option の選択がなされないように対処する。
50.4-52.6 GHz	静観とする。ただし、IMT 特定される場合には共用に関する不適切な Condition/Option の選択がなされないように対処する。
66-71 GHz	Method J2 (IMT 特定) の Alternative 2 を支持する。IMT 特定に当たっては、IMT システムと既存の無線アクセスシステムが共存し、両システムの活用により周波数の有効利用が図られるような Condition/Option の選択がなされるべきである。
71-76 GHz	Method K1 (NOC) を支持する。IMT の技術開発の進展を踏まえ、さらなる共用検討を実施し、将来の WRC で検討を行うことが望ましい。
81-86 GHz	Method L1 (NOC) を支持する。IMT の技術開発の進展を踏まえ、さらなる共用検討を実施し、将来の WRC で検討を行うことが望ましい。

議題 1.14 高高度プラットフォーム局により実現される広帯域アプリケーションの利用促進

決議 160 (WRC-15) に従った ITU-R の研究に基づき、固定業務への既存の分配における、高高度プラットフォーム局 (HAPS) のための適切な規制上の措置を検討すること。

<議題の概要>

ブロードバンドサービスを提供する HAPS の中継回線及び固定端末回線のための追加のスペクトル需要を研究し、その結果を踏まえ、すでに固定業務に分配され、HAPS に特定済の周波数について、地域又は国を限定した特定を国際的なものに変えることや、HAPS による使用に適していない周波数特定の削除等の見直しを行い、さらに必要に応じて 38-39.5GHz 並びに第二地域の 21.4-22GHz 及び 24.25-27.5GHz 周波数帯を新たに HAPS に特定することに関する検討を行う。

<我が国の考え方>

既存業務が適切に保護され、かつ、追加的な制約を課されないことを支持する。

国内において、27.9-28.2 GHz, 31-31.3 GHz 及び 47.2-47.5 GHz / 47.9-48.2 GHz は、周波数割当計画により既に HAPS に特定されており、また、特定されていない 6440-6520MHz や 38-39.5 GHz についても、策定された共用検討結果をまとめた新報告の内容や 38-39.5GHz では UL に限定することを考慮すると既存業務との共存が可能と考えられる。以上を踏まえて、Region 3 に関する各周波数帯について、既存業務が適切に保護され、かつ、追加的な制約を課されないことを前提に、以下のメソッドを支持する。

6440-6520 MHz : Method B1^{*1}

27.9-28.2 GHz : Method B1

31-31.3 GHz : Method B1

38-39.5 GHz : Method B2^{*2} (DL の特定である Option 1a を除く)

47.2-47.5 GHz / 47.9-48.2 GHz : Method B1

※ 1 : Method B1 は、固定業務へ一次分配されている帯域で、既に HAPS へ特定されている周波数帯の規制上の修正

※ 2 : Method B2 は、既に固定業務が一次業務として割当のある周波数帯について、HAPS を追加で特定

議題 1.15 275-450GHz の周波数範囲で運用する陸上移動及び固定業務アプリケーションの主管庁による使用の特定に向けた研究

決議 767 (WRC-15) に従い、275-450GHz の周波数範囲で運用する陸上移動及び固定業務のアプリケーションために主管庁が使用する周波数帯の特定を検討する。

<議題の概要>

決議 767(WRC-15)に従い、ITU-R における受動業務と能動業務間の共用両立性検討及びこれらの同業務のスペクトラム要求の検討結果を考慮に入れ、かつ脚注 5.565 で特定されている受動業務保護を前提に、275-450GHz の周波数範囲で運用する陸上移動及び固定業務のアプリケーションのために主管庁が使用する周波数帯の特定を検討する。

<我が国の考え方>

レポート F.2416 と M.2417 の技術運用特性及びスペクトラム要求値の仕様を用いた研究により特定すること、及び脚注 5.565 で既に特定されている受動業務を保護することを支持する。

議題 1.16 5150-5925MHz の周波数帯における無線 LAN を含む無線アクセスシステムに関する研究

決議 239 (WRC-15) に従い、5150-5925 MHz の周波数帯において、無線 LAN を含む無線アクセスシステム (WAS/RLAN) に関連する課題を検討し、移動業務への周波数の追加分配を含む適切な規制上の措置を執ること。

<議題の概要>

5150-5925MHz の周波数帯における WAS/RLAN に関して下記の研究を行い、WRC-19において適切な措置を執ること。

- ・ 5150-5350 MHz の周波数帯における WAS/RLAN の屋外利用に関する検討
- ・ 5350-5470 MHz 及び 5725-5850 MHz の周波数帯における WAS/RLAN と既存業務との共用及び両立を可能とする干渉低減技術の検討及び WAS/RLAN で使用することを視野に入れた当該周波数帯の移動業務への追加分配の検討
- ・ すでに移動業務に一次分配が行われている 5850-5925 MHz の周波数帯における WAS/RLAN と既存業務との間の詳細な共用及び両立性の研究

<我が国の考え方>

本議題の検討にあたって既存業務の適切な保護は重要である。また、我が国は既存業務を適切に保護した上で 5150-5250MHz の RLAN の屋外利用を可能とするため、Method A3 (隣接バンドである 5250-5350MHz 帯と同条件 (eirp 最大 1W と仰角制限) での屋外開放) を支持する。

議題 2 RR で参照による引用をされた ITU-R 勧告の参照の現行化

決議 28 (WRC-15 改) に従って、無線通信総会により通知される RR で参照による引用

をされた改訂 ITU-R 勧告を調査すること及び決議 27 (WRC-12 改) の第 1 附属書に従つて、RR で対応する参照の更新の要否を決定すること。

<議題の概要>

RR において義務規定として参照・引用されている ITU-R 勧告が WRC-15 以降に改訂された場合、改訂された ITU-R 勧告について RR における参照・引用の更新を行うか否かを検討するもの。参照・引用の更新をしない場合、改訂前の勧告が引き続き引用される。

また、RR が ITU-R 勧告を引用している場合において、義務的なものとして引用しているか否か不明確な場合について、明確化に努めるもの。

<我が国の考え方>

RR に記載される ITU-R 勧告の参照について、決議 27(WRC-12 改)及び決議 28(WRC-15 改)に基づき見直すことを支持する。

議題 4 決議・勧告の見直し

決議 95 (WRC-07 改) に従って、過去の世界無線通信会議の決議及び勧告について、改正、置換又は廃止の観点から見直すこと。

<議題の概要>

過去の世界無線通信会議 (WRC) で策定された決議及び勧告について、改正、置換又は廃止の観点から見直すもの。他の議題で取り扱わない WRC 決議・勧告が対象。

<我が国の考え方>

本議題の検討対象となる WRC 決議及び勧告について、決議 95 (WRC-07 改)に基づき、見直すことを支持する。

議題 7 衛星ネットワークに係る周波数割当のための事前公表手続、調整手続、通告手続及び登録手続の見直し

全権委員会議決議 86 (2002 年マラケシュ、改) に応じ、決議 86 (WRC-07、改)に従つて、電波周波数と静止衛星軌道を含む関連する衛星軌道の合理的、効率的、経済的使用を促進するため、衛星網に係る周波数割当のための事前公表、調整、通告及び登録の各手続について、可能な変更及びその他選択肢について検討すること。

<議題の概要>

衛星網の国際調整手続の更なる簡素化、BR における衛星網のファイリングの処理にかかる事務処理の積滞解消及び BR と主管庁のコスト削減を達成するため、衛星網にかかる調整及び通告の手続の見直しを行うもの。

<我が国の考え方>

本議題の検討対象となる衛星網の調整手続について、全権委員会議決議第 86 (2002 年マラケシュ、改)に基づき、見直すことを支持する。また、適切な周波数調整を経てから運用開始するという原則を維持することとし、予期せぬ悪影響が生じる可能性がある包括的な見直しではなく、個々の問題点について慎重に検討する手法により、規則・手続の見直しを行うことを支持する。

(Issue A) NGSO 衛星網の運用開始 (BIU) の要件については、我が国の NGSO コンステレーションによる衛星網の将来計画にとって問題とならないことに留意しつ

つ、BIU の要件はこれまでのとおりとし、一部の周波数帯の FSS の NGSO 衛星網については BIU 期限後に段階的に打上げ割合の条件を設け、満たさない場合は国際周波数登録原簿 (MIFR) に登録される衛星機数等を調整する CPM レポートの基本的方向性については支持する。

BIU を定義する同一軌道面上における連続運用日数については、打ち上げ後に意図的に軌道変更を行うミッションが存在することを考慮し、日数を定義しないこと（オプション C）を支持する。また、BIU 及び運用再開（BBIU）の際に適用される「通告された軌道面」については、BR の審査を明示的に RR に記載すること（オプション 1）に反対し、審査を明示的に記載していないオプション 2 を支持する。また、マイルストーンベースアプローチを適用する周波数及び業務としては、CPM レポート中に未合意と記載されている周波数帯及び業務を入れるべきではない。

(Issue B) Ka 帯の FSS と他の衛星サービス間の調整において調整軌道弧を導入する本 Issue の単一メソッドは、調整負担の軽減につながるものであり、支持する。

(Issue C) 本 Issue に分類される Issue C1 から Issue C7 の単一メソッドをすべて支持する。

(Issue D) RR 9.12, 9.12A, 9.13 調整の対象衛星網を調整資料に追記する本 Issue については、情報限りとする Method D2 よりも Method D1 のほうがより調整の円滑化が進む可能性が高まることから、Method D1 を支持する。

(Issue E) RR 付録第 30B 号に関する決議案を策定する本 Issue の単一メソッドを支持する。

(Issue F) RR 付録第 30B 号では、既に許容されているシングルエントリーが新規参入に有効であるとの研究結果が示されていることから、RR 改定は不要であり、Method F4 (NoC)を支持する。

(Issue G) RR 付録第 30・30A 号での第 1・3 地域における暫定登録された衛星網が確定となる際の参考状況の更新については、等価混信保護比マージン基準の適切な維持のために、NoC(Method G3)を支持する。RR 付録第 30・30A 号の § 4.1.18 を適用した衛星からの有害な干渉を取り除くという規則(§ 4.1.20)はあり、干渉が取り除かれたことの当然の帰結として、EPM 更新は行われるべきである。NoC の付隨事項として、この EPM 更新を行うことを § 4.1.20 に追記するべきである。

(Issue H) RR 付録第 4 号におけるデータの追加に関する本 Issue の単一メソッドは、調整手続きの円滑化につながるものであり、支持する。

(Issue I) 運用期間 3 年以内の非静止衛星を含め、周波数登録までの期間の短縮化を行う RR 改定及び新決議案の作成については、検討の意義は認められるものの、Method I2 で提案されている RR 改定及び新決議が及ぼす影響について、より慎重な検討が必要であることから、Method I1(NOC)が望ましい。

(Issue J) 放送衛星網の電力束密度 (pfд) 制限については、将来の BSS の円滑展開のために、自国領域内に限り pfд 制限値を超えてよいとする Method J1 を支持する。

(Issue K) RR 付録第 30・30A 号 § 4.1.12, § 4.2.16 及び RR 付録 30B § 6.21 に脚注

を追加する本 Issue の単一メソッドを支持する。

議題8 脚注からの自国の国名の削除

決議第26 (WRC-07改)に従い、主管庁からの要求を考慮し、不要な場合には、当該国の脚注を削除し、又は、脚注から当該国の国名を削除すること。

<議題の概要>

RRの周波数分配表を簡素化するため、主管庁からの要請により、不要となった国別分配について脚注又は脚注中の国名を削除するもの。

<我が国の考え方>

他国の脚注からの自国名削除について、基本的には我が国の既存業務に対し影響はないことから支持する。

議題9 無線通信局長報告の検討及び承認

議題9.1 WRC-15以降の無線通信部門の活動

Issue 9.1.1 1885-2025 MHz帯 及び 2110-2200 MHz帯におけるIMTの実施

Issue 9.1.2 1452-1492MHz帯におけるIMTと放送衛星業務（音声）との両立性（第一地域および第三地域）

Issue 9.1.3 固定衛星業務に分配された3700-4200 MHz, 4500-4800 MHz, 5925-6425 MHz及び6725-7025 MHz帯における新たな非静止衛星軌道システムに関する技術・運用面の課題及び規則条項の検討

Issue 9.1.4 準軌道飛行体に搭載された局

Issue 9.1.5 RR第5.447F号及び第5.450A号においてITU-R勧告M.1638-1及びITU-R勧告M.1849-1を参照することの技術的及び規制上の影響の検討

Issue 9.1.6 電気自動車用ワイヤレス電力伝送（WPT）に関する研究

Issue 9.1.7 アップリンク送信の実施を認可済端末に制限するための追加手法の必要性及び領土内の無認可地球局端末の管理のための手法の研究

Issue 9.1.8 マシンタイプコミュニケーションの導入のための周波数協調を含む、無線ネットワーク及びシステムの技術的・運用的側面及び周波数需要の研究

Issue 9.1.9 51.4-52.4 GHzにおける固定衛星業務（地球から宇宙）の周波数要求及び新規分配の検討

<議題の概要>

Issue 9.1.1 1885-2025 MHz帯 及び 2110-2200 MHz帯におけるIMTの実施

IMTの地上コンポーネントと衛星コンポーネントの実施を推進するため、特に独立したIMT衛星及び地上コンポーネント展開のため、別の国々で移動業務及び移動衛星業務で共用されている、1885-2025 MHz帯 及び 2110-2200 MHz帯におけるIMT地上コンポーネント（移動業務）と衛星コンポーネント（移動業務及び移動衛星業務）の共存性・両立性を確保し、IMT衛星及び地上コンポーネントの開発を促進するために、可能な技術・運用面の手段の検討を行う。

Issue 9.1.2 1452-1492MHz帯におけるIMTと放送衛星業務（音声）との両立性（第一地域および第三地域）

決議761 (WRC-15)に従い、IMTと放送衛星業務（音声）の運用上の要件を考慮しつつ、第1地域、第3地域での1452-1492MHzにおけるIMTとBSS（音声）との両立性を促進するために、WRC-19までに、ITU-Rで適切な規制面及び技術的な研究を行い、これに基づいて検討を行う。

づき、当該周波数帯におけるIMTとBSS（音声）長期安定的な運用を図るため、無線通信局長がその結果をWRC-19に報告し、WRC-19で取り得る規制上の措置。

Issue 9.1.3 固定衛星業務に分配された 3 700-4 200 MHz, 4 500-4 800 MHz, 5 925-6 425 MHz 及び 6 725-7 025 MHz 帯における新たな非静止衛星軌道システムに関する技術・運用面の課題及び規則条項の検討

以下について検討を行うもの。

- ・3 700-4 200 MHz（宇宙から地球）について既存業務を保護した上で同帯域でNGSO FSSが運用できるようRR21表21-4の改定の可能性。
- ・3 700-4 200 MHz（宇宙から地球）及び5 925-6 425 MHz（地球から宇宙）について、GSO網が適切に保護された上で、NGSOシステムに適用できるepfd(↓)及びepfd(↑)制限。
- ・4 500-4 800 MHz（宇宙から地球）及び6 725-7 025 MHz（地球から宇宙）について、GSO網が適切に保護された上で、NGSOシステムに適用できるepfd(↓)及びepfd(↑)制限。
- ・6 700-7 025 MHzについてNGSO（地球から宇宙）の地球局からMSSシステム（宇宙から地球）のフィーダーリンクの保護。
- ・4 500-4 800 MHz（宇宙から地球）及び5 925-6 425 MHz（地球から宇宙）について 5.440A 及び 5.457Cが適用されNGSO FSSシステムがAMTへ有害な干渉を与えない、また、保護を求めるないことを明確にするための規則条項。

Issue 9.1.4 準軌道飛行体に搭載された局

準軌道飛行体に搭載された局に関して必要な技術・運用面及び周波数要求の検討を行い、結果を踏まえて、WRC-23の議題化の検討を行うもの。

Issue 9.1.5 RR第5.447F号及び第5.450A号においてITU-R勧告M.1638-1及びITU-R勧告M.1849-1を参考することの技術的及び規制上の影響の検討

RR第5.447F号及び第5.450A号で規定した業務に関し、これらの脚注で規定した業務に過度な制約が課されないことを確保しつつ、これらの脚注の中でITU-R勧告M.1638-0に替えてITU-R勧告M.1638-1を引用すること及び新たにITU-R勧告M.1849-1の引用を追加することの技術的及び規制上の影響を調査すること。

Issue 9.1.6 電気自動車用ワイヤレス電力伝送（WPT）に関する研究

電気自動車（EV: Electric Vehicles）への給電を目的とするワイヤレス電力伝送（WPT: Wireless Power Transmission）について、無線通信業務へのインパクトを評価するとともに、無線通信業務への影響を最小化し協調した運用が可能となる適切な周波数範囲について研究を行うもの。

Issue 9.1.7 アップリンク送信の実施を認可済端末に制限するための追加手法の必要性及び領土内の無認可地球局端末の管理のための手法の研究

アップリンク送信を RR18.1 に従い認可済端末に制限するための追加手法が必要かどうかについて検討し、また、領域内において、ITU-R 決議 64(RA-15)に従い、主管庁の周波数管理計画のツールとして無認可地球局端末の不法運用を管理するための手法について検討を行うもの。

Issue 9.1.8 マシンタイプコミュニケーションの導入のための周波数協調を含む、無線ネットワーク及びシステムの技術的・運用的側面及び周波数需要の研究

本課題は、勧告、報告及び／又はハンドブックを必要に応じ策定し、無線通信部門（ITU-R）の所掌の範囲内で適切な措置を講じるため、狭帯域及び広帯域のマシンタイプ

コミュニケーション（MTC）導入を支援するための調和した周波数の使用を含む、無線ネットワーク及びシステムの技術的及び運用的側面及び周波数需要の研究を行うもの。

Issue 9.1.9 51.4-52.4 GHzにおける固定衛星業務（地球から宇宙）の周波数要求及び新規分配の検討

既存の FSS 帯域の周波数利用効率の向上、周波数利用の最適化を考慮した上で追加の周波数要求の検討を行い、当該検討結果をふまえ、51.4-52.4 GHz における GSO に限定した FSS（地球から宇宙）分配の正当性の検討及び既存業務との共用・両立性の検討を行うものである。また、52.6-54.25GHz の受動業務が保護できるよう決議 750 の見直しを検討するものである。

<我が国の考え方>

Issue 9.1.1

課題 9.1.1 は決議 212 に基づき検討されているものであり、規則的検討や RR 改訂は ITU-R による研究対象の範囲外であり、課題 9.1.1 で検討すべきではない。

ITU-R で研究された技術面及び運用面の干渉回避手段の適用により干渉回避が可能であり、また、画一的な規則条項ではなく、各主管庁のバイラテラル／マルチラテラル協議によることで個々の無線局の自由度を維持するほうが望ましいため、RR に干渉回避のための規則条項を導入するべきではない。更に、ITU-R の研究では RR 改訂の必要性を示すものもあるが、そこには多くの非現実的な仮定が用いられている等の問題もある。

以上から、RR 改訂の必要性は存在せず、NOC を支持する。

Issue 9.1.2

IMT の長期的な安定運用のため、IMT 保護に関しては第一、第三地域において放送衛星業務（音声）の宇宙局に対し RR21.16 Table21-4 にて PFD 制限値を規定し、放送衛星業務（音声）保護に関しては現状を維持し、RR を変更しないこととする Possible action 3（このうち、IMT 基地局と移動局の両方の保護を前提とした Alternative 2）を支持する。

Issue 9.1.3

3700-4200MHz、4500-4800MHz、5925-6425MHz 及び 6725-7025MHz 帯において NGSO 固定衛星業務は GSO 固定衛星業務との共存は困難であるとの ITU-R の研究結果を支持し、RR の NOC を支持する。

Issue 9.1.4

我が国として現時点での必要な対処ではなく、議論の動向把握に努めることとする。今後具体的な追加周波数等の議論がされた際には、既存業務が保護されるよう動向を注視する。

Issue 9.1.5

RR 脚注第 5.447F 号及び第 5.450A 号で規定された業務に過度な制約が課されないアプローチとして、アプローチ A（RR 脚注第 5.447F 号及び脚注第 5.450A 号の 2 文目を削除（ITU-R 勘告 M.1638-0 及び RS.1632-0 の参考を削除）し、両脚注に「決議 229（WRC-12 改）が適用される」との文言を追加するアプローチ。）は決議 229 ではなく脚注 5.43A を適用される可能性があり、より気象レーダーを保護できる余地があるため、アプローチ A を支持する。

Issue 9.1.6

決議 958 を削除の上、ITU-R での WPT に関する研究が継続されるべきである。

Issue 9.1.7

主管庁、衛星通信事業者及び認可された地球局に不必要的規制や制約が課されないようにするための、これまでの ITU-R における研究を支持する。Issue 2b については、ITU-R 報告やハンドブックの見直しや改定も含めた、衛星モニタリング機能に関して必要なガイドラインを ITU-R が提供することを支持する。

Issue 9.1.8

決議 958 (WRC-15) に基づく、IMT 及びそれ以外の技術の観点から MTC のインフラストラクチャの実現を支えるため、ITU-R での検討結果を支持する。また、本課題において、少なくとも IMT を用いた MTC については、既存の IMT に特定された周波数割り当ての範囲内で柔軟に MTC の利用が可能なので、MTC 利用に特化した周波数を特定する必要はないと考える。

Issue 9.1.9

我が国は、特段の見解を示さない。

議題9.2 RR適用上の矛盾及び困難に応じた措置に関する検討

RR の適用の際に生じた困難又は矛盾に関する無線通信局長の報告を検討し、承認すること。

<議題の概要>

RR を実際に適用していく中で遭遇する、失効している規定や相互に矛盾する規定について無線通信局長が報告にまとめ、WRC で検討、承認するもの。

<我が国の考え方>

無線通信局長報告に記載される事項について、必要に応じて見解を表明することとする。

議題9.3 決議第80（WRC-07 改定）の規定に応じた措置に関する検討

決議第 80 (WRC-07 改) に応じた措置に関する無線通信局長の報告を検討し、承認すること。

<議題の概要>

決議 80 (静止衛星軌道やその他の衛星軌道及び周波数の合理的、公平、効果的かつ経済的な使用手続について研究することを規定) に基づき、ITU 憲章第 44 条に含まれる基本原則について、ITU-R で研究のうえ RRB において審議し、その進捗状況を無線通信局長報告として毎回の WRC に報告、WRC で検討、承認するもの。

<我が国の考え方>

無線通信局長報告に記載される事項について、必要に応じて見解を表明することとする。

議題 10 将来の世界無線通信会議の議題

ITU 条約第 7 条に従って、次回の世界無線通信会議の議題に盛り込む項目を理事会に勧告すること、並びに、後続の世界無線通信会議の仮議題及び将来の世界無線通信会議の議題

候補について見解を示すこと。

＜議題の概要＞

将来の世界無線通信会議の仮議題等を設定するもの。

＜我が国の考え方＞

WRC-23 の新議題に、以下の議題を含めることが適当である。

- ・ 2.7GHz 以下の IMT 特定帯域における、IMT 基地局としての高高度プラットフォーム局 (HIBS: High altitude platform station as IMT base stations) 利用に向けた周波数特定の検討
- ・ 海上移動業務における 156.0125-157.4375 MHz 及び 160.6125-162.0375 MHz の VHF 海上周波数帯の使用効率の改善の検討

また、決議第 810(WRC-15)に盛り込まれている WRC-23 暫定議題のうち暫定議題 2.1 「GMDSS 近代化と e-navigation の導入の検討 (決議 361 (WRC-15))」については、地上系の世界無線航法システム (WWRNS) として検討されている Ranging Mode を国際 VHF 帯に導入するためには、現在移動業務に分配されている周波数帯を無線航行業務に追加分配することも検討対象とするべきである。